

シルバー人材センターを利用される発注者の皆さまへ

「フリーランス法」の制定を踏まえて シルバー人材センターの 契約関係を見直します

令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）が公布されました。この法律の趣旨※を踏まえ、また、フリーランス法の施行（令和6年11月1日）を見据え、シルバー人材センターの会員に業務委託する契約について、契約方法の見直しを行います。

シルバー人材センターを通じて、会員が就業機会の提供を受ける現行の契約方法では、発注者と会員との間に直接関係が生じる構造となっています。

このため、フリーランスに位置づけられる会員が、法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、厚生労働省からもシルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

シルバー人材センターを利用される発注者の皆様におかれましては、契約方法の変更について、ご理解をお願いします。

■見直しのイメージ

図1【現行】

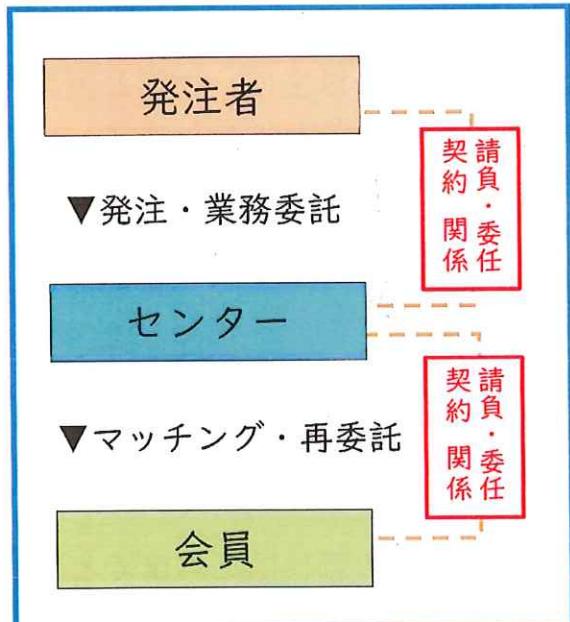
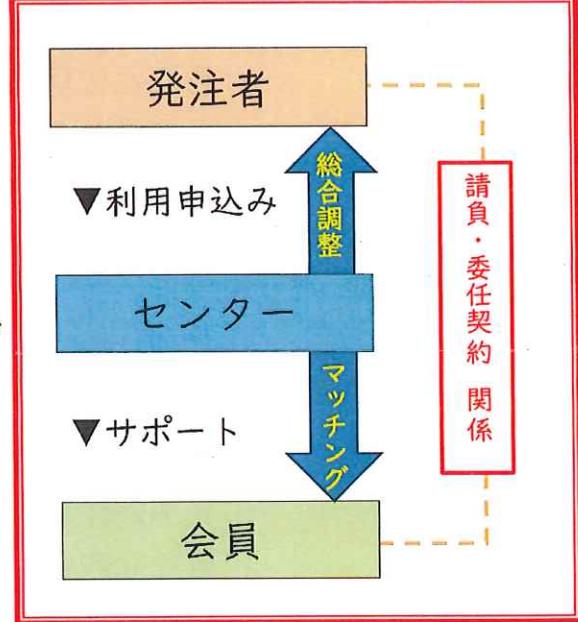


図2【変更後】



※フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

契約方法の見直しによる変更点

現行では、発注者はシルバー人材センターに対し、業務一式を業務委託契約をしていましたが、今後は、以下の①と②の内訳で発注することになります。

- ① シルバー人材センターに対するマッチングや調整等に業務委託
(シルバー人材センター利用契約)
- ② 会員業務委託契約（依頼する仕事）

なお、契約方法の見直し後においても、シルバー人材センターはこれまでと変わらないサービスを提供しますので、発注者の皆さまは、これまでどおり、安心してシルバー人材センターをご利用くださいますようお願いいたします。

■ 発注依頼から業務終了までの主な流れ

区分	変更後
発注の準備	現行と変更ありません。 センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様等を調整します。
【新】 センター利用契約の締結	手続きは現行と変更ありません。 なお、変更点として、センターを利用して会員に業務委託をすることに係る契約内容となり、センターは主に、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担うことになります。
【新】 会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立	新たな内容となります、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。 フリーランス法に基づく就業条件明示については、センターが業務仕様に基づき、就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に案内します。会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。
【新】 業務委託料の請求	新たな内容となります、事務手続きの流れはこれまでと同じです。 変更点は、センターへの業務委託料と会員への業務委託料に分かれた内訳となります。センターがまとめて請求いたしますので、手続きは変わりません。
【新】 適格請求書の発行	センター分の業務委託料(事務費等)に係る適格請求書は発行します。 会員分の業務委託料(作業料等)に係る適格請求書は発行できません。 ※3面を参照

料金の一部について消費税の課税関係が変わります

シルバー人材センターが発注者からいただく料金は、「会員業務委託料(会員が受け取る報酬)」と「センター業務委託料(事務費)」の2つで構成されています。このうち「会員業務委託料」については、新たな契約方法では、センターを経由いたしますが、発注者が会員に対して支払う形となります。

そのため、センターは「センター業務委託料」の分については、消費税に係る適格請求書を交付しますが、「会員業務委託料」の分については、交付することができません(代理請求のため)。

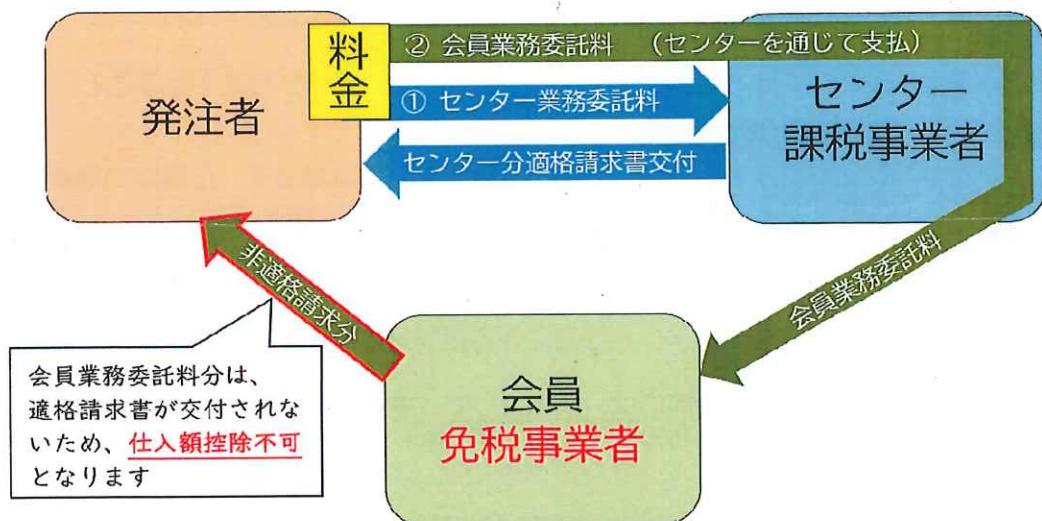
この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料に係る適格請求書」を交付する立場となりますが、会員は、基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるため適格請求書を発行することができません。センターが発行する請求書には、次のとおり料金の内訳を記載していますのでご留意をお願いいたします。

① 適格請求書分 : センター業務委託料

請求額 = +

② 非適格請求書分 : 会員業務委託料

【変更】料金に係る消費税の課税関係



※ 発注者が次に該当する場合は、これまでの消費税納税の取扱いと変更ありません

①	個人や家庭 事業者ではない者	消費税申告納税対象外（納税義務対象外）
②	簡易課税制度を 選択している事業者	消費税納税額計算において、適格請求書が不要
③	官公庁などの 一般会計による事業	みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ扱い

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化等法) の概要 (新規)

趣 旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経渉の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概 要

1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であつて従業員を使用しないものをいう。
[第2条第1項]
- (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。
[第2条第2項]
- (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。
[第2条第3項]
- (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であつて、従業員を使用するものをいう。
[第2条第6項]
※ 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。
[第3条]
※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならぬものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内)
[第4条]
- (3) 特定受託事業者との業務委託(政令で定める期間以上のもの)に関し、①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。
[第5条]
 - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
 - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
 - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
 - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不适当に定めること
 - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
 - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
 - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。
[第12条]
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託(政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」)に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。
[第13条]
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスマント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。
[第14条]
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。
[第16条]

4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徵収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。
[第8条、第9条、第11条、第18条～第20条、第22条]
※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。
[第24条、第25条]

5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。
[第21条]

施行期日 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日